

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書(素案)の概要について

本資料は特定個人情報保護評価書（全項目評価書）素案の概要版です。

評価書本体は仙台市ＨＰに掲載しているほか、本資料の配布場所でご希望の方に配布しておりますのでお声がけください。（部数が限られます）

1 事務の名称及び概要

(1) 事務の名称

住民基本台帳に関する事務

(2) 事務の概要

住民基本台帳法（以下「住基法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成した住民基本台帳を用いて特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

- ア 住所や世帯の異動に伴う届出又は職権に基づく住民票の記載及び消除、若しくは修正
- イ 他市区町村からの転入の届出に基づき住民票に記載を行った際の前住所市区町村に対する通知
- ウ 住民票への記載及び消除、若しくは修正を行った際の都道府県知事に対する通知
- エ 本人又は同一の世帯に属する者等による請求に基づく住民票の写し等の交付
- オ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更
- カ 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の照会
- キ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付
- ク 個人番号カード等を用いた本人確認

2 特定個人情報の内容

(1) 特定個人情報ファイル名

＜特定個人情報ファイル(1)：住民基本台帳ファイル＞

住基法に則り、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とすることを目的とし、住民に関する記録の適正な管理を図るため、以下の用途に用いられる。

- ア 住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理を行う。
- イ 住基法に定める住民票等の証明発行を行う。
- ウ 番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行う。
- エ 番号法に定める個人番号カードの発行等及び発行等情報の管理等を行う。
- オ 仙台市が行う業務の基礎となる住民に係る情報の提供・移転・管理等を行う。

＜特定個人情報ファイル(2)：本人確認情報ファイル＞

転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。
- イ 都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。
- ウ 申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。
- エ 個人番号カードを利用した転入手続きを行う。
- オ 住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。
- カ 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）保存本人確認情報との整合性を確認する。

＜特定個人情報ファイル(3)：送付先情報ファイル＞

個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付(※)にあたり、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。

※ 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項）。なお、個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から機構に委任している。

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う必要性とメリット

- ア これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する証明書類等（住民票の写し等）の省略が図られ、もって国民／住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。
- イ 個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。

(3) 法令上の根拠

＜行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）＞

- ア 第7条（指定及び通知）
- イ 第16条（本人確認の措置）
- ウ 第17条（個人番号カードの交付等）

＜住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）＞

- ア 第5条（住民基本台帳の備付け）
- イ 第6条（住民基本台帳の作成）
- ウ 第7条（住民票の記載事項）
- エ 第8条（住民票の記載等）
- オ 第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）
- カ 第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）
- キ 第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
- ク 第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）
- ケ 第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
- コ 第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認

- 情報の提供)
- サ 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

3 特定個人情報ファイルの取扱いの概要

(1) 入手及び使用について

ア 概要

＜特定個人情報ファイル(1): 住民基本台帳ファイル＞

- (ア) 市区町村が住民基本台帳事務のため、住民票関係情報及び個人番号を入手する必要があることは、番号法第44条、住基法第6条及び住基法第7条に記載されている。
- (イ) 住民票関係情報について、住民登録に係る申請受付時に随時入手する。
- (ウ) 入手した特定個人情報は、住民基本台帳の管理、住民票の写し等の発行、番号の指定、番号の通知、個人番号カードの交付等の業務において使用する。

＜特定個人情報ファイル(2): 本人確認情報ファイル＞

- (ア) 情報提供ネットワークシステムが仙台市の住民基本台帳事務用にデータベース化されたシステム(以下「既存住基システム」という。)より本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6及び平成14年6月10日総務省告示第334号に記載されている。
- (イ) 既存住基システムより、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
- (ウ) 入手した特定個人情報は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認等の業務において使用する。

＜特定個人情報ファイル(3): 送付先情報ファイル＞

- (ア) 新たに個人番号の通知対象者が生じた都度、既存住基システムより対象者の特定個人情報を入手する。
- (イ) 入手した特定個人情報は、個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、提供する。

イ リスク対策

- (ア) 届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
- (イ) 住民情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。
- (ウ) 本人確認情報、送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されており、既存住基システムへの情報の登録の際に以下の措置を行っているため対象者以外の情報の入手は防止されている。

- ① システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証(又はパスワード)による認証を行っている。

- ② システム操作履歴をユーザー単位で記録し、磁気ディスクに毎日保存している。なお、消去は行わないこととしている。

(1) 取扱いの委託の有無について

ア 概要

以下の業務について、特定個人情報ファイルの取り扱いを委託している。

＜委託事項１：既存住基システムの運用保守業務＞

既存住基システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託

＜委託事項２：既存住基システムのオペレーション業務＞

住民による届出や申出及び、他市町村からの通知等に伴う住民票の記載等処理や、住民等による住民票等の証明書交付請求による検索、発行処理等、既存住基システムを使用した入力等業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託

＜委託事項３：住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバーの運用保守業務＞

住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバーの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託

イ リスク対策

(ア) 委託先を選定する際、委託候補者において個人情報保護の対策が適切かつ十分に取られているかの審査を行っている。

(イ) 委託契約書に以下の規定を設けている。

- ① 個人情報の適正な取り扱い
- ② 目的外使用の禁止
- ③ 使用者に対する遵守事項の周知義務
- ④ 個人情報の適切な管理のための措置をおこなう義務
- ⑤ 個人情報の収集に係る制限
- ⑥ 目的外提供の禁止
- ⑦ 複写等の禁止
- ⑧ 第三者利用の禁止
- ⑨ 契約終了時の返還義務
- ⑩ 契約違反時の発注者への速やかな報告、発注者の指示の順守

(ウ) 再委託については、発注者の書面による承諾を得た場合を除いて禁じているが、業務の性質上、再委託を認めることを想定していない。

(2) 提供及び移転の状況について

ア 概要

(ア) 提供

番号法もしくは住基法に定められた情報照会者に対し、業務に必要な範囲で特定個人情報の提供を行う。

① 主な提供先

番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に掲げられた情報照会者
(厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長等)

② 法令上の根拠

番号法第19条第8号

③ 提供する情報

住民票関係情報のうち、世帯関係情報等

④ 提供方法

情報提供ネットワークシステム

(イ) 移転

法令等に規定された事務について、庁内他課に対し、業務に必要な範囲で特定個人情報の移転を行う。

① 主な移転先

仙台市内の他部署
(健康福祉局障害企画課、健康福祉局保険年金課等)

② 法令上の根拠

住基法第1条及び第3条第2項

③ 提供する情報

住民票関係情報のうち、移転先で必要となる情報

④ 提供方法

庁内連携システム等

イ リスク対策

(ア) 住民票関係情報の移転を受けるには事前に書面により申請のうえ、情報管理者の承認を得なければならない運用となっている。

(イ) データ授受の記録を残すことで、不適切な移転を抑止している。

(3) 保管および消去について

ア 概要

(ア) 特定個人情報が記載された申請書等については、住民基本台帳法施行令第34条第3項の規定により、その受理された日から一年間保存することとされているため、受理された翌年度一年間を保存期間としている。

(イ) 消除された住民票の保存期間について定めた住基法施行令第34条は令和元年6月20日に改正され、それまでの5年から150年に保存期間が延長されたことから、既存住基システムにおいて保有する住民基本台帳ファイルは、過去に保管期間が経過している分も含めて消去は行なわない運用としている。

イ リスク対策

(ア) 特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。

(イ) サーバーについては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらにICカードによる入退室管理、有人監視及び施錠管理を行っている部屋に設置している。

(ウ) 端末については、ワイヤロックで施錠をしている。

- (エ) ガバメントクラウドのサーバー等は政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。
- (オ) 利用するシステムには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行っている。
- (カ) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- (キ) 特定個人情報を消去する際は以下のとおり対応することとしている。

- ① 仙台市において記録媒体を廃棄する場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去を行うか、消去できないものにあつては物理的破壊を行った上で廃棄しなければならない。
- ② 仙台市において記録媒体を廃棄する場合は、管理者の許可を得ることとし、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。
- ③ ガバメントクラウドにおいてデータの復旧がなされないよう、クラウド事業者において、国際規格ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

(4) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

ア 概要

- (ア) 当該事務において、情報提供ネットワークシステムを通じて、外部へ特定個人情報の提供は行うが、外部より特定個人情報の入手は行わない。

イ リスク対策

- (ア) 不適切な連携をしないよう総務省より示された方式設計書に記載の手法を順守している。
- (イ) 時刻、送受信内容等のログを保存している。